

令和5年度 債権放棄一覧

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、令和5年度中に放棄を行った債権は次の一覧のとおりです。

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署	
一般会計	市立保育所延長保育負担金	330,590	26	16	1	2	2	第3号	こども青少年局 保育・教育認定課	
	学校給食費負担金	1,818,847	55	16	1	9	2	第3号	教育委員会事務局 健康教育・食育課	
	市営住宅使用料		507,200	6	17	1	8	2	第1号	建築局市営住宅課
			442,900	5	17	1	8	2	第2号	
			2,307,200	20	17	1	8	2	第3号	
			1,096,301	4	17	1	8	2	第4号	
			1,825,357	5	17	1	8	1 2	第5号	
	高等学校授業料	1,128,600	39	17	1	12	3	第3号	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	
	土地貸付料	455,856	9	20	1	1	1	第3号	財政局ファシリティ マネジメント推進課	
	横浜市同和世帯更生資金貸付金	15,043,980	12	24	3	2	1	第3号	市民局人権課	
	身体障害者更生資金貸付金元利収入	2,109,375	2	24	3	5	1	第3号	健康福祉局 障害自立支援課	
高等学校入学資金貸付金元利収入	126,012	4	24	3	11	1	第5号	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課		
土地貸付料にかかる確定遅延損害金	134,400	5	24	5	1	8	第3号	財政局ファシリティ マネジメント推進課		
賃貸借契約の一部解除に伴う違約金	819	1	24	5	2	19	第2号	港北区区政推進課		
横浜市港北区大倉山1丁目30番3号での交通事故によって損傷した公用車の修繕費	184,624	1	24	5	14	3	第5号	港北区総務課		

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
一般会計	市営住宅損害賠償金	5,690,963	3	24	5	14	3	第4号	建築局市営住宅課
		175,100	1	24	5	14	3	第5号	
	市営住宅損害賠償金(明渡請求による許可取消後の損害金)	654,618	1	24	5	14	3	第2号	
	市営住宅返還費(原状回復費等)	1,085,703	10	24	5	14	3	第3号	
	臨時運行許可番号票未返却者等への実費弁償請求代金	78,930	41	24	5	14	3	第3号	市民局区連絡調整課
22,510		13	24	5	14	3	第5号		
国民健康保険事業費会計	一般被保険者第三者納付金	349,217	3	8	2	1	4	第3号	健康福祉局保険年金課
中央卸売市場費会計	本場収入	4,888	1	6	1	1	1	第3号	経済局中央卸売市場本場運営調整課
		324,488	1	6	1	1	1	第2号	
病院事業会計	市民病院入院収益、外来収益及び室料差額収益	3,564,702	90	1	1	1	1	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
	脳卒中・神経脊椎センター入院収益	67,306	2	2	1	1	1	第2号	
水道事業会計	未収水道料金	44,324,500	18,097	1	2	1	1	第3号	水道局サービス推進課
	水道管毀損に伴う修繕代金等	1,269,516	21	1	2	1	5	第3号	水道局給水維持課
合計		85,124,502	18,478						

〈参考〉 横浜市の私債権の管理に関する条例(抜粋)

第7条 市長等は、市の私債権(その額が5,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。